

令和4年度診療報酬改定に向けた要望項目アンケート記入要綱

1) 要望項目について

対象項目について

*本年度緊急要望項目提出の有無に係わらず、要望したい項目が対象となります。

2) 記入について

*前回の要望の積み残しの再要望を含めて、最大で**新設5項目、改正8項目、材料3項目(新設・改正含む)**、**廃止**(があれば、いくつでも可)を記載できます。

*施設基準・回数制限等の撤廃は、算定要件の見直しのため、廃止ではなく、**改正**項目になります。

*各種試案で保険収載されている術式が廃止の承認されたものについて、試案の廃止術式はあくまでも試案掲載廃止なので、実際の保険収載廃止の場合は、廃止の要望をしてください。

*薬事申請中の医療機器等を使用する術式は要望できないので、薬事承認済の医療機器等を使用する術式を要望してください。

「新設要望項目」とは・・・

評価を希望する技術が、現在保険収載されていない場合。

「改正要望項目」とは・・・

評価を希望する技術が、現在保険収載されているが、

①新たな適応疾患等に保険適用を拡大したい場合

②施設基準・回数制限等の算定条件の見直し、点数の見直し(既に診療報酬上評価されている技術であるが、別の技術料として別途新設を希望する場合、または加算点数として評価を希望する場合も含む)

③保険収載の廃止(アンケートでは、廃止シートにご記入ください)

④その他再評価を希望する場合

⑤新規特定保険医療材料等により新設される項目の点数について提案する場合

(新規特定保険医療材料又は新規体外診断用医薬品により、令和2年度改定まで既存の項目の点数を準用して算定しているものに係わる点数

例:オープン型ステントグラフトは、平成26年7月の追補版にて、K560に準じて算定すると掲載された。

平成28年度の改定にてK560-2オープン型ステントグラフト内挿術と新規掲載されたが、この新規項目(K560に準じて算定)の点数に対する提案を前もって行う)

具体的な記入方法について

①区分

「手術」「手術(その他)」「処置」「処置(その他)」「検査」「検査(その他)」「麻酔」「麻酔(その他)」「内視鏡」「内視鏡(その他)」「その他」の種別を書いてください。「○○(その他)」は手術から麻酔までの通則や加算となり、「その他」とは「総論的なもの(通則等)」「指導料」「管理料」「加算」等となります。

②外保連試案コード、外保連試案2020掲載ページ

区分「その他」を除き、外保連試案コード、外保連試案2020掲載ページは必須項目ですので、必ずご記入下さい。原則として、1つの要望項目に複数の外保連試案コードを入力することはできません。

(1件の試案に対して1つの要望項目となるよう、要望項目を分けて下さい。)

なお、各試案は最新版(手術試案第9.2版、処置試案第7.2版、生体検査試案第7.2版<放射線画像検査試案第1.4版>、<麻酔試案第2.1版>、内視鏡試案第1.3版)のコードをご記入下さい。

*外保連試案コードは以下の例を参考に入力してください。

手術:S92-1234567、処置:T72-12345、検査:(一般生体:E72-12345、画像:R12-41-1234)、麻酔:A21-12345、内視鏡:E13-1D12345

*最新版以降承認された術式は「**申請承認済み**」、既に試案登録用紙を外保連事務支局へ提出し、各委員会での承認待ちの場合は「**申請中**」、試案に未掲載(これから試案登録用紙を提出)の項目は「**申請予定**」とご記入下さい。

なお、その場合は外保連試案2020掲載ページは空欄で問題ございません。

*「**申請予定**」と入力した項目は、各委員会の委員に依頼して「**新術式登録用紙(手術:オンライン登録)**」をご提出のうえ、各委員会で審議、承認を受けてください。

③名称

具体的な術式・技術名称をご記入下さい。

④要望の概略

重複を避けるため、必要に応じ要望内容の概略を簡単にご記入下さい。外保連試案コードがない「○○(その他)」、「その他」のものにつきましては、必ずご記入下さい。

3) 注意事項について

・アンケートは必ず、**実務委員が事務局**を通じてご提出ください。

・アンケート結果に基づき、**要望項目が重複した場合は、要望順位の高い学会に要望書の記載を依頼する予定ですが、予め重複を避けるため関連する学会間で調整をしていただくか、又は学会コード番号の早い学会に記載いただくこと**にします

・**新設・改正要望項目は、区分「○○(その他)」、「その他」を除き、各「手術」「処置」「検査」「麻酔」「内視鏡」試案に掲載のものに限ります。**「手術」「処置」「検査」「麻酔」に関するもので外保連試案にないものは、各委員と連絡をとりそれぞれの各委員会に新規登録して試案に入れてもらって下さい。

・内保連と重複している要望項目は、とりまとめの段階で内保連と調整します。